

クラウドクレジット株式会社

2023年9月14日

北欧個人向けローンファンド（1号～4号）

2023年8月期（2023年8月1日～8月31日）分配停止に関するお知らせ

平素よりお世話になっております。北欧個人向けローンファンド（以下「本ファンド」といいます。）にご投資いただき、ありがとうございます。クラウドクレジット株式会社（以下、「本営業者」といいます。）は、運用中の本ファンドシリーズ全号に関して分配を停止いたします。

また、2016年12月期にご報告申し上げた運用環境が足元でも継続しておりますので併せてご案内申し上げます。

【2023年8月期（当月期）の運用状況】

当月期において投資済みの保有債権からの回収金が数ユーロに留まったため、日本への送金にかかる費用を考慮して、送金を行わずにエストニアで留保しました。そのため、当月期の分配はございません。

【当月期の新しいトピック】

エストニアグループ会社（後述）は、残る保有債権に関して、債務者からの返済による回収が落ち込んだことを踏まえて、別途処理することでの回収を検討しています。ただし、それらの債権は、Bondora ASが各債権の回収見込みを踏まえて評価した結果、買取価格が付かなかったものです。そのため、処理することで回収できる金額は皆無になるものと考えています。

仮に上記の処理が完了する場合、その時点で本ファンドの償還が決まります。処理によって得られる金額の範囲内で、ファンド負担費用等を控除したうえで、残る金額があればそのすべてを分配いたします。そして、本件匿名組合契約に従って、その分配日から1ヶ月を経過した日をもって同契約を終了いたします。

なお、上記の処理が完了する場合、本営業者（後述）は投資家の皆様へすみやかに償還予定をお知らせする予定です。しかし、その処理やお知らせのタイミング次第では、償還時報告書の配信をもって償還予定のお知らせに代えさせていただく可能性もございます。あらかじめご了承くださいと幸いです。

【本ファンドの概要】

本ファンドシリーズは Fellow Finance Oyj（以下、「Fellow社」といいます。）が運営する P2P レンデ

イングマーケットプレイス（以下、「Fellow 社 P2P」といいます。）を通じてフィンランドの個人向けローンに投資するファンドとしてクラウドクレジット株式会社（以下、「本営業者」といいます。）が2016年1月から運用を開始しました。その後、2016年7月に Bondora AS が運営する P2P レンディングマーケットプレイス（以下、「Bondora 社 P2P」といいます。）を通じてエストニア・フィンランド・スペインの個人向けローンにも投資対象を広げファンド運用を行ってまいりました。しかし、2021年12月期において、本営業者のエストニア子会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「エストニアグループ会社」といいます。）が Fellow 社 P2P で購入したローンをすべて Fellow 社へ売却しましたので、2022年1月期以降の運用対象は Bondora 社 P2P を通じて購入したローンのみとなります。

【本ファンドの概要（補足）：Bondora 社 P2P への参画時期と参画の経緯について】

本ファンドは2016年7月に Bondora 社 P2P を通じてエストニア・フィンランド・スペインの個人向けローンの購入を開始しました。その背景には、本ファンドの運用開始後に本営業者以外の投資家が Fellow 社 P2P へ多数参入したことがあります。流入資金の増加によって Fellow 社 P2P の金利水準が低下するとともに債務者の借換えが生じ、一方では債務者の質が低下して貸付期間が長期化しました。その結果、本ファンドの投資対象とできる個人向けローン案件を Fellow 社 P2P 上で探すことが難しくなったため Bondora 社 P2P を通じた購入を開始しました。

しかしながら、さらにその後で Bondora 社 P2P への資金流入が増加し、Fellow 社 P2P と同様に利回りの低下と貸付期間の長期化が生じました。

【2017年2月期における分配方針の変更】

2017年2月期以降、本ファンドが投資対象とするローン市場における利率低下、および長期化を伴う借換の増加の影響を受け、本ファンドは利息収入の低下と滞留資金の増加が避けられない状況となり、設定当初に見込んだ利息収入を受け取ることができなくなったため、配当可能な現金財産を各号ごとに按分処理したうえで、投資家の皆様に分配することといたしました。

同月期以降の分配方法としては、各時点でファンドが保有する現金財産とそれ以降に貸付債権を回収することで期待されたキャッシュフロー（契約上の金額ではなく、遅延、延滞等の影響を考慮した本営業者の推算値）をもとに、各号のユーロ貨による最終的な投資倍率が可能な限り等しくなるように按分比率を決めさせていただきました。その按分比率に応じて各月に分配可能な現金を按分し分配しました。本営業者は期待キャッシュフローおよび按分比率を、分配の都度、精査して適宜調整しました。

なお、分配を行った後で、エストニアグループ会社の預金口座に現金財産が残る場合には、翌月期以降の分配に備えてそれを一旦留保して漸次、按分可能額へ振り分けました。また、原則として、エストニアグループ会社が本営業者に対して元本を優先して返済し、本ファンドの出資金をすべて返還したうえで財産が残ることを見込める場合にのみ利息を返済する方針としました。

【2022年6月期における分配方針の変更】

2017年3月期以降の特定の時点において、本ファンドの一部（北欧個人向けローンファンド1号、5号、6号）につきましては、出資金をすべて返還できるめどが立ったためエストニアグループ会社が元本の返済を中断して利息の返済を再開しました。それとともに、本営業者がそれら本ファンドの一部について、元本に対応する出資金の返還を停止して運用益の分配を再開しました。一方で本営業者は、匿名組合契約に従って、本ファンドの一部について累積した未収受の運用手数料を運用益から控除したため、結果的に、それらのファンドでは一定の期間にわたって分配金のお支払いがございませんでした。

2022年6月期、本営業者は以下の諸点を検討してファンドの運用および分配の方針を変更し、エストニアグループ会社が本営業者へ元本を返済することを認めるとともに、本営業者が出資金の返還を再開することといたしました。また、その結果として、出資金の返還が完了する時点で本ファンドが償還するめどが立つこととなります。

- 本営業者が未収受の運用手数料が、十分に大きな金額に達したこと
- 一方で、ファンド財産から期待できる将来の回収金額は僅少であり、仮に今後もエストニアグループ会社が利息の返済を続けてもその総額が本営業者の未収受運用手数料に満たないこと
- 上記2点を踏まえると、エストニアグループ会社が本営業者へ元本を返済しない限り、投資家の皆様に分配金を還元できる蓋然性が皆無だと判断できること

【今後の見通し】

本営業者は当初、本ファンドが現金資金を持つ場合には投資対象のローン案件に投資・再投資を行って利息収入を最大化するよう努めました。しかし、各ファンドの運用期間が当初に予定した期間を超過した時点で投資・再投資としてのローン購入を停止しました。

その一方で、購入済みのローン案件においては、まとまった早期償還が発生し利息収入が期待を下回ったことと、その後に残存するローンでは延滞が継続していることによって、当初予定した利息収入を満額獲得することが困難な状況にあります。言い換えると、ユーロ建てでの運用利回りが当初の期待利回りに対して低下することを避けられない状況にあります。もちろん、今後の遅延、未払い元本及び利息の発生頻度等の状況に応じて最終的な実現利回りは上下いたします。

なお、分配金はユーロを円貨へ転換してファンドごとの分配スケジュールに従いお支払いいたします。（この際、出資金の返還に為替差益が発生し、かつその金額がそれまでに発生した累計の為替差損分を超える場合には、超過分が運用益となり源泉徴収税が発生します。）分配額の詳細は分配金レポート（本営業者サイト上のマイページに掲載いたしております。）をご確認いただければ幸いです。

【2020年4月期のご報告事項：エストニアグループ会社から日本への送金方法の変更】

2020年1月期の運用レポートでご報告申し上げた通り、エストニア当局の規制強化に伴いAML/CFT（マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策）に関わる現地銀行の内部方針の変更の一環としてエストニア国外との資金決済を多く行う法人の銀行口座が閉鎖され、エストニアグループ会社の銀行口座も閉鎖の対象となりました。

本営業者グループは対応策として現地規制当局から免許登録を受けた金融サービス会社にファンド資金の本邦への送金を行うための口座を開設し、2020年4月期以降はエストニアグループ会社から滞りなく返済を受けられています。なお分配金は送金等にかかるコストが控除されたものになります。

【2022年7月期のご報告事項：ファンド監査方法の変更】

北欧個人向けローンファンド1号・2号にご出資いただいた金銭について、ファンド残高の減少やこれまで特段の指摘事項がない結果を考慮して、それまでの外部監査（合意された手続き）に替えて2022年7月期以降は内部監査にて従来と同様の手続きを実施しています。

投資家の皆様におかれましては、今後とも本営業者業務に対するご理解とご支援を賜れますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット株式会社）

【代表者】岩田 郷

【設立年月】2013年1月

【資本金等】3,148,886千円

【URL】<https://crowdcredit.jp/>

第二種金融商品取引業

関東財務局長(金商)第2809号

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 加入